



# ペットはあなたの家族です！

## ～ペットと幸せに暮らすための五箇条～

### 1. 動物の習性などを正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう

飼い始める前から正しい飼い方などの知識を持ち、飼い始めたら、動物の種類に応じた適切な飼い方をして健康・安全に気を配り、最後まで責任をもって飼いましょう。

### 2. 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう

糞尿や毛、羽毛などで近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚さないようにしましょう。また、動物の種類に応じてしつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。

### 3. むやみに繁殖させないようにしましょう

動物にかけられる手間、時間、空間にはかぎりがあります。きちんと管理できる数を超えないようにしましょう。また、生まれる命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いましょう。

### 4. 動物による感染症の知識を持ちましょう

動物と人の双方に感染する病気（人と動物の共通感染症）について、正しい知識を持ち、自分やほかの人への感染を防ぎましょう。

### 5. 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう

飼っている動物が自分のものであることを示す、マイクロチップ、名札、脚環などの標識をつけましょう。



環境省自然環境局 総務課 動物愛護管理室HP「飼い主の方やこれからペットを飼う方へ」より

### ■ペットのこんな出会い方も

ペットとの出会いには、「保護された動物を譲り受ける」という選択もあります。愛知県動物保護管理センター本所へ電話で申し込んでください。申込みには条件があります。詳しくは、ホームページで確認してください。

※犬の譲渡には、飼い方講習会の受講が必要です。

### ■猫の譲渡会の開催

愛知県動物保護管理センター本所では、毎月第3土曜日に「猫の家族さがし会」を実施しています。直接センターに会場してください。

受付時間 午前9時30分～10時

(時間厳守)

### ■申込・問合せ先

愛知県動物保護管理センター本所  
(豊田市穂積町新屋73-3)



0565-58-2323  
<http://www.pref.aichi.jp/douai/>

### ■飼主のいない犬猫との接し方

#### 犬

動物保護管理センターにより保護・捕獲します。  
野犬や迷い犬を見かけた際は、市役所もしくは動物保護管理センター

#### 猫

一本所へ連絡してください。

市役所や動物保護管理センターで保護することはできません。  
野良猫の敷地内への侵入を避けたいときは、猫が嫌がる香りがする酢などをまいたり、軽石を敷くなどの対策を試してください。虐待にあたるようなことは絶対にしてはいけません。動物愛護法により罰せられます。

無責任な餌やりはやめましょう。猫に罪はありませんが、餌を放置する、他人の敷地内に侵入する、地域の合意を得ないまま公共の場所でただ餌を与えるだけなどの行為は、周辺に迷惑をかけたたり反感を招いたりするなど、猫にとっても不幸な事態を招きます。また、「ふやさないことも愛」と考え、不妊去勢手術などの適切な繁殖制限を行いましょう。

#### ■参考

愛知県動物保護管理センターホームページ  
<http://www.pref.aichi.jp/douai/>  
環境省自然環境局ホームページ「動物の愛護と適切な管理」内「飼い主の方やこれからペットを飼う方へ」「ペットの防災対策」  
<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>  
環境省自然環境局 リーフレット 「飼う前も、飼ってから考えよう」「ふやさないのも愛」「ペットも守ろうー防災対策」  
埼玉県 リーフレット「猫の忌避方法」